

熊本県公報

号外 第 31 号
平成 15 年 8 月 11 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県健康増進法施行細則……………(健康づくり推進課) 1

本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県健康増進法施行細則

- 1 特定給食施設の事業開始等の届出の様式を定めることとした。(第3条、別記第1号様式～別記第3号様式関係)
- 2 特別の栄養管理が必要な施設の指定に用いる通知書の様式及び当該指定の取消しの手続を定めることとした。(第4条、別記第4号様式～別記第5号様式関係)
- 3 特定給食施設の指導を計画的に行うため、栄養管理状況報告書による報告をすべき旨を定めることとした。(第5条、別記第6号様式関係)
- 4 施行日
公布の日(附則第1項関係)
- 5 栄養改善法施行細則の廃止
栄養改善法施行細則(昭和30年熊本県規則第16号)を廃止することとした。(附則第2項関係)

規 則

熊本県健康増進法施行細則をここに公布する。
平成 15 年 8 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 42 号

熊本県健康増進法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(書類提出の手続)

第 2 条 法又はこの細則により厚生労働大臣又は知事に提出する書類は、施設又は営業所の所在地を管轄する保健所長を経由して提出しなければならない。

(給食開始の届出等)

第 3 条 法第 20 条第 1 項の規定による届出は、特定給食開始届(別記第 1 号様式)により行うものとする。

2 法第 20 条第 2 項の規定による届出は、同条第 1 項の厚生労働省令で定める事項の変更にあつては特定給食変更届(別記第 2 号様式)、事業の休止又は廃止にあつては特定給食休止(廃止)届(別記第 3 号様式)により行うものとする。

(指定の通知等)

第 4 条 法第 21 条第 1 項の規定による指定は、指定通知書(別記第 4 号様式)により行うものとする。

2 知事は、法第 21 条第 1 項の規定により指定した施設が健康増進法施行規則(平成 15 年厚生労働省令第 86 号)第 7 条第 1 号又は第 2 号に該当しなくなった場合は、指定取消通知書(別記第 5 号様式)により当該指定を取り消すものとする。

(栄養管理状況報告書)

第 5 条 法第 20 条第 1 項の特定給食施設の設置者は、6 月及び 12 月に実施したその業務について栄養管理状況報告書(別記第 6 号様式)を作成し、それぞれの月の翌月の末日までに知事に提出しなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 栄養改善法施行細則(昭和 30 年熊本県規則第 16 号)は、廃止する。